

糸満小学校 新型コロナウィルスの感染拡大予防のガイドライン（No. 5）

令和3年1月13日改訂

1 児童の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭と連携して、登校前の検温と健康観察を行う。（健康観察カードの活用） ※同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅で健康観察を依頼する。（出席停止扱い） ② 家庭と連携して、手洗い後に使用するハンカチとマスク、水筒の持参の徹底。
2 感染防止対策 「手洗い30秒」、「マスク着用」を、最重要実践事項として取り組む。	<p><学校生活を通してマスクの着用と常に3密の状態にならないように努める（毎週チェック票で振り返りをする）></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教室等では寒さ対策も行いながら、常に換気を行う。※空気の流れを作ることが望ましい。 ② 給食の前後、トイレの後、外遊びの後は必ず30秒程度かけ手洗いを行う。 ③ 職員、児童のマスクの着用を徹底する。（児童は予備のマスクを担任に提出） ④ 児童がマスクをはずした時は、マスクを内側に折りたたんで、紐付き洗濯ばさみで机の横につるし、清潔に保つようとする。 ⑤ 教室の席は、できるだけ離して配置する。※長時間、近距離で対面形式となるようなグループ学習は実施しない。 ⑥ 間隔（身体的距離）が十分にとれない場合は、全校集会や学年集会などは行わない。（体育館で学年単位の活動は不可） ⑦ 清掃の仕上げとして、みんなが手を触れる場所を消毒する。（次亜水、アルコールを散布しティッシュで拭く） ⑧ 放課後、担任は気になる場所の消毒を行う。（ドアノブ、手すり、スイッチ等） ⑨ 当分の間、冷水機の使用を禁止する。（水筒を必ず持参させる） ⑩ 学校で発熱等の風邪症状が見られた場合は、保護者に連絡して自宅で休養させる。 ⑪ 児童や職員に感染が確認された場合は、市小中学校新型コロナウィルスの感染者発生時のマニュアルに沿って、市教委や保健所の指示に従い、必要な措置を行う。
3 授業中	<p><感染リスクの高い活動は行わない></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教師は、授業ではマスクを着用し、フェイスガードやマウスシールド使用する場合は、身体的距離をとる。 ② 児童はできるだけ2m（最低1m間隔をとる）間隔をとり、近距離での交流（話し合い）や、近距離で一斉に大声を出す活動は行わない。 ③ 外の持久走以外は原則マスクをして行う。マットや跳び箱運動は、授業の前後に手指消毒をして行う。 ④ 音楽の歌唱はマスクをして間隔をあけて行い、管楽器（鍵盤ハーモニカ、リコーダー）はレベル2になるまで行わない。
4 休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ① 外に出るときもなるべくマスクを着用し、校舎に入るときは確実にマスクを着用する。 ② 遊具や鉄棒遊びはできるが、人に触れないように気を付ける。遊んだ後はしっかりと30秒程度かけ手を洗う。 ③ 感染状況の現状を踏まえて、マスクを着用してのサッカーやドッジボールは可とする。 ④ 外遊びから校舎に入る時、混み合わないよう間をあけ、上靴は密を避け奥の方で履くようにする。
5 給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ① 給食の前と後にテーブルや机を消毒液で拭く。 ② 全員が食事前の手洗いを徹底し、30秒程度かけ手洗い後、静かに席に着き、配膳を待つ。 ③ マスクは食べるときだけ外し、食事中は机を向かい合わせにしないで、飛沫が飛ばないよう静かに食べる。（食べた後はすぐにマスクをする。） ④ 学校歯科医の助言により当分の間、給食後の歯磨きは中止にする。（家でしっかり磨く）
6 帰宅後（家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ① 家に帰ったら、すぐに手と顔を洗い、手洗いは30秒程度かけ水と石けんで丁寧に洗う。 ② 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。タオルやハンカチ等の共用しない。 ③ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重に行う。 ④ 不要・不急な外出を控える。
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウィルスに関することで、いじめや差別が起こらないように十分に指導の徹底を図るとともに早期発見、早期対応に努める。 ② 感染防止に懸念がある学習内容は、対策を講じながら実施できるか判断する。 ③ 授業時数の確保のため、3年生（金）の6校時、4～6年生（月）の6校時に授業を行う。 ④ 登下校の安全管理は学校、家庭、地域が連携して行う。友だちと登下校する際には、密接にならないよう指導する。

※本ガイドラインは、そのときの感染状況や文科省や県、市の新たな方針が出た場合は隨時見直しを行う。（アンダーラインが今回見直しを行った部分。）

※発熱・風邪症状等 → 新型コロナウィルス感染症相談窓口（コールセンター）866-2129